

## 平成22年4月請求分より医療福祉費(マル福)制度における診療報酬明細書の記載方法が一部変更されます。

診療報酬の請求事務につきましては、日頃から格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、医療福祉費該当レセプトの記載方法については、医療保険分と公費負担分の請求点数が異点数で、且つ、公費負担分の一部負担金(患者負担金)が発生する場合、従前の国保請求分のレセプトでは、医療福祉費に係る請求点数の差額を第2公費欄へ記載していただいていたのですが、平成22年4月請求分より、レセプトの記載方法を支払基金提出分に準じて、請求点数(全点数)を第2公費欄へ記載して請求していただいても対応することが出来るようになりましたのでお知らせいたします。

【明細書記載例】(※今回の変更点、下記の記載例に基づきご請求願います。)

【例1】医療保険と精神通院(法別21)及び重度障害マル福(法別83)の併用で異点数の場合  
(※精神通院の自己負担上限5,000円 薬局の累積額【管理票】1,740円)

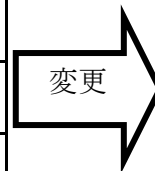
(平成22年3月請求分まで)

公費①	2	1	0	8	6	0	1	2
公費②	8	3	0	8	0	0	1	0

(平成22年4月請求分以降)

公費①	2	1	0	8	6	0	1	2
公費②	8	3	0	8	0	0	1	0

療養の給付	保険	請求点	※決定	一部負担金額 円
		8,587		
	①	8,551		3,260
	②	36		



療養の給付	保険	請求点	※決定	一部負担金額 円
		8,587		
	①	8,551		3,260
	②	8,587		

従来は差額の点数を記載。

4月請求分より、公費負担分の一部負担金が発生した場合は、請求点数(全点数)を記載いただいても取扱いが可能となりました。

## 【ポイント】

従来の医療福祉費該当レセプトの記載方法では、差額分を第2公費欄に記載していただきましたが、平成22年4月請求分より、~~支払基金提出分に準じて~~ **全点数**を記載願います。

※精神通院(法別21)で事例を作成しましたが、その他公費で医療保険分と公費負担医療が異点数で、且つ、公費負担分の一部負担金(患者負担)が発生した場合も同様にご請求願います。

【レセプト記載例】(※今回は変更なし、従来どおりの請求方法でお願いします。)

医科・歯科

【例 2】

重度 (83)  
請求点数4,000点 (マル福同点数)  
マル福一部負担金 なし

公費①	8	3	0	8	0	0	1	0
公費②								

療養の給付	保	請求点	※決定	一部負担金額 円
	険	4,000		
	①			
	②			

【例 4】

公費 (51) と乳児 (81) の併用  
請求点数8,000点、公費 (51) 5,000点  
マル福3,000点、マル福一部負担金1,200円

公費①	5	1	0	8	6	0	1	5
公費②	8	1	0	8	0	0	1	2

療養の給付	保	請求点	※決定	一部負担金額 円
	険	8,000		
	①	5,000		
	②	3,000		1,200

【例 3】

母子 (88)  
請求点数5,500点 (マル福同点数)  
マル福一部負担金1,200円  
(外来600円×2日又は入院300円×4日)

公費①	8	8	0	8	0	0	1	5
公費②								

療養の給付	保	請求点	※決定	一部負担金額 円
	険	5,500		
	①			1,200
	②			

【例 5】

公費 (52) と乳児 (81) の併用  
請求点数56,500点、公費 (52) 56,500点  
公費 (52) 一部負担金4,800円  
マル福一部負担金1,200円

公費①	5	2	0	8	6	0	1	4
公費②	8	1	0	8	0	0	1	2

療養の給付	保	請求点	※決定	一部負担金額 円
	険	56,500		
	①			4,800
	②			1,200

調剤

【例6】

重度 (83)

請求点数500点 (マル福同点数)

公費①	8	3	0	8	0	0	1	0
公費②								

療養の給付	保	請求点	※決定	一部負担金額 円
	険	500		
	①			
	②			

【例7】

母子 (88)

請求点数1,500点 (マル福同点数)

公費①	8	8	0	8	0	0	1	5
公費②								

療養の給付	保	請求点	※決定	一部負担金額 円
	険	1,500		
	①			
	②			

【例8】

公費 (51) と乳児 (81) の併用

請求点数3,500点、公費 (51) 2,500点

マル福1,000点

公費①	5	1	0	8	6	0	1	5
公費②	8	1	0	8	0	0	1	2

療養の給付	保	請求点	※決定	一部負担金額 円
	険	3,500		
	①	2,500		
	②	1,000		

【例9】

公費 (52 : 県単独事業対象者) と乳児 (81) の併用

請求点数8,500点、公費 (52) 8,500点

公費 (52) 一部負担金10,000円

公費①	5	2	0	8	6	0	1	4
公費②	8	1	0	8	0	0	1	2

療養の給付	保	請求点	※決定	一部負担金額 円
	険	8,500		
	①			10,000
	②			

※平成21年4月1日から対象者が、県内に居住する小学校入学後から18歳未満(継続申請は20歳未満)までの児童となったことから、この例は平成21年3月31日までの月遅れ請求のみ適用となる。

【例10】

公費（52：国制度対象者）と乳児（81）の併用  
 請求点数5,500点、公費（52）4,000点  
 マル福1,500点

公費①	5	2	0	8	6	0	1	4
公費②	8	1	0	8	0	0	1	2

療養の給付	保険	請求点	※決定	一部負担金額 円
		5,500		
	①	4,000		
	②	1,500		

【例11】

公費（法別21）と母子（88）の併用  
 請求点数950点、公費（21）950点  
 公費（21）一部負担金950円

公費①	2	1	0	8	6	0	1	2
公費②	8	8	0	8	0	0	1	5

療養の給付	保険	請求点	※決定	一部負担金額 円
		950		
	①			950
	②			